

# 岩出市パブリックコメント手続要綱

平成23年10月20日

岩出市訓令第10号

## (目的)

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市の基本的な政策等の形成過程における市民参加の機会の拡大と公正性及び透明性の向上を図り、市民との協働による開かれた行政運営の推進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この訓令において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定に際し、当該政策等の案の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報（以下「意見」という。）を考慮して当該政策等の意思決定を行い、市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この訓令において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会をいう。

3 この訓令において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

## (対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる計画、条例等の策定、制定又は改廃（以下「計画等」という。）を行おうとするときは、この訓令に定める手続きを実施するものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画
- (2) 市の基本的な基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (4) その他実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、計画等が次の各号のいずれかに該当する場合、実施機関は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 緊急を要するもの及び軽微なもの
- (2) 市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

- (3) 法令により広く市民等の意見聴取が定められているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。次号において「法」という。）  
第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と同等の意見聴取を行うもの
- (5) 法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの  
（計画等の案及び資料の公表）

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終案を決定する前の適切な時期に計画等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、計画等の理解を深めるための資料（以下「資料等」という。）を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表方法）

第5条 実施機関が、前条の規定により公表する計画等の案及び資料等を公表する方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における閲覧

- (2) 市のウェブサイトへの掲載

- 2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じ市民等に対し、適切な周知を行うものとする。

- 3 公表する内容が相当量に及ぶときには、活用する公表方法すべてにおいて、計画等の案及び資料等全体を提供する必要はないが、それらの入手方法を明確にしておかなければならない。

（意見の募集期間及び提出方法）

第6条 実施機関は、計画等の案の公表を行うときは、原則として意見募集の開始日から起算して30日以上（12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く）の期間を設けて、市民等からの意見を募集しなければならない。ただし、特別の事情があると実施機関が認めるときは、30日未満の期間を設けることができる。この場合において、当該計画等の案を公表するときその理由を明示するものとする。

- 2 意見の提出方法は、次に掲げる方法のうちから実施機関が定め、計画等の案を公表するときに明示するものとする。なお、意見の提出にあたって使用する言語は日本語とする。

- (1) 実施機関が指定する窓口への書面での提出

- (2) 郵便

- (3) ファクシミリ

- (4) 電子メール

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 実施機関は、原則として、前2項の規定により意見を提出した者の氏名、住所及び電話番号（市民等が法人、その他の団体である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所等の所在地及び電話番号）の明記を求めるものとする。

4 実施機関は、前項の情報を公表するときには、当該計画等の案を公表する際にその旨及び公表する情報の範囲を明示しなければならない。

(実施機関の考え方の公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮し、計画等の最終案を決定するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の最終案を決定したときは、提出された意見の概要、これらに対する実施機関の考え方及び当該計画等への反映等を公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、第5条第1項及び第2項に掲げる方法により行う。

(実施前の通知)

第8条 実施機関は、この訓令による手続きを実施する前に、次に掲げる事項を市長公室へ通知するものとする。

(1) 計画等の名称

(2) 意見の提出期間

(3) 実施の日程

(実施状況の公表)

第9条 市長は、この訓令による手続きを行っている計画等の一覧を作成し、これを市のウェブサイトに掲載して公表するものとする。

2 前項の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 計画等の名称

(2) 意見の提出期間

(3) 計画等の案及び資料等の入手方法及び問い合わせ先

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日訓令第4号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。